

令和7事務年度

税理士法

I 税理士制度

○ 税理士制度とは

税理士が①納税義務者を援助することを通じ②納税義務を適正に実現し③申告納税制度の円滑、適正な運営に資することを期待して設けられている制度です。

○ 税理士の使命（法第1条）

- ① 税務に関する専門家として
- ② 独立した公正な立場において
- ③ 申告納税制度の理念にそって
- ④ 納税義務者の信頼にこたえる



納税義務の
適正な実現を図ることを
使命とする

○ 税理士とは

【税理士となる資格を有する者】

- イ 税理士試験に合格した者
- ロ 試験科目の全部について免除された者
- ハ 弁護士・公認会計士

【税理士登録】

原則として税理士名簿に登録されて初めて税理士となり、税理士業務を行うことができます。したがって、税理士となる資格を有していても登録を行わなければ税理士業務を行うことはできません。

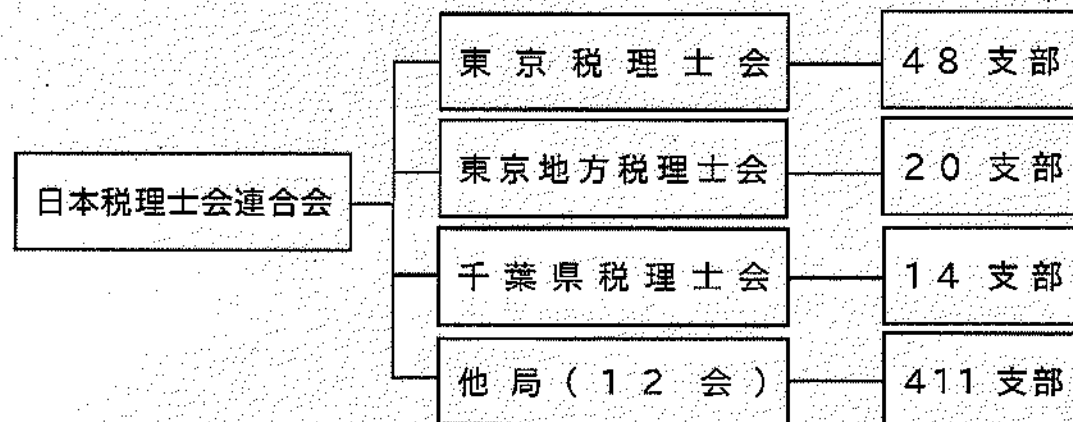


○ 税理士会とは

【税理士会の組織】

税理士会は、税理士法で定められた
特別法人です。

税理士は、税理士登録と同時に税理士会
の会員になります。



【税理士会】

原則・・・1つの国税局に1つの税理士会

例外・・・東京局（東京税理士会、東京地方税理士会、千葉県税理士会）
名古屋局（名古屋税理士会、東海税理士会）

【税理士会支部】

原則・・・1署につき1支部

例外・・・甲府支部（甲府署、山梨署、鯉沢署の3署にまたがる）（東京局の場合）



○ 税理士の数

東京局管内の税理士登録者数は、令和7年3月末現在で、**32,158名**で、全国81,696名の**約4割**を占めています。

区 分 税理士会名	登録者数	左の内訳				税理士法人	
		開業税理士	社員税理士	所属税理士		本店	支店
				(開業)	(法人)		
東京税理士会	24,466	15,809	3,982	1,412	3,263	1,535	602
東京地方税理士会	5,116	3,775	742	368	231	263	200
千葉県税理士会	2,576	2,003	365	130	78	137	120
東京局管内計	32,158	21,587	5,089	1,910	3,572	1,935	922
全 国 計	81,696	55,395	13,734	5,927	6,640	5,146	2,935

○ 税理士の登録区分

税理士の登録には、次の3つの区分があり、登録の際には、いずれかの区分を選択する必要があります。

項目 \ 区分	イ 開業税理士	ロ 所属税理士	ハ 社員税理士
税理士会への入会	義務	義務	義務
自己の税理士事務所の設置	義務	できない	できない
登録事務所の所在地	自己の税理士事務所	勤務する税理士 (法人)事務所	社員となる税理士 法人事務所
個人としての税理士業務	受託できる	使用者である税理士 (法人)から書面での 承諾を得れば可能	<u>受託できない</u>
税務代理権限証書の提出	できる	上記と同じく、 承諾を得れば可能	できない
作成した申告書への署名	義務 ○○税理士事務所 税理士 国税 太郎	義務 △△税理士(法人)事務所 所属税理士 国税 次郎	義務 □□税理士法人 社員税理士 国税 サプロウ



○ 税理士の業務（法第2条）

Ⅰ 税理士業務とは

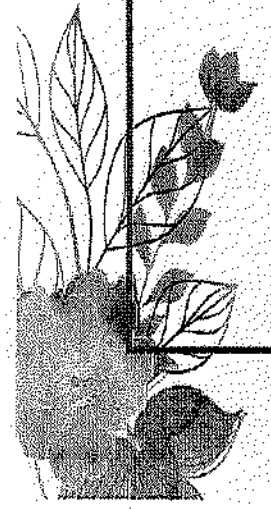
税理士等は、他人の求めに応じ、租税に関し、

- イ 「税務代理」
- ロ 「税務書類の作成」
- ハ 「税務相談」

の事務を行うことを業としており、これらの業務を「税理士業務」といいます。税理士業務は、税理士等の独占業務とされています。

（基本通達2-1）

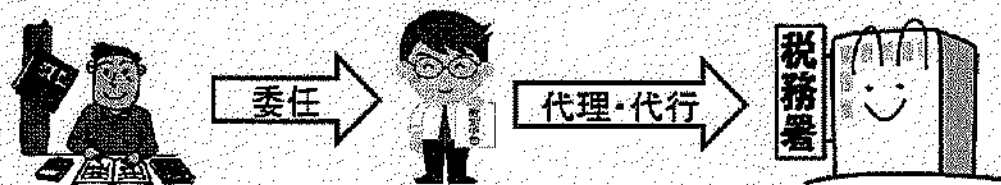
「**税理士業務**」とは、上記の事務を行うことを「業とする」場合の当該事務をいい、この場合において「業とする」とは、これらの事務を反復継続して行い、又は反復継続する意思をもって行うことをいい、**必ずしも有償であることを要しません。**



※ 以下、この研修では、税理士、税理士法人、通知弁護士及び通知弁護士法人等を「税理士等」といいます。

イ 税務代理

税務官公署に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立てにつき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張等につき、代理し、又は代行することをいいます。



「申告等」には、租税に関する法令又は行政不服審査法の規定に基づく届出、報告、申出、申立てその他これらに準ずる行為を含み、酒税法第二章の規定に係る申告、申請及び審査請求を除きます。

(基本通達 2-3)

(主張の前提となる) 更正決定通知書等の書類の受領行為や、分納、納税の猶予等の陳述を含みます。

ロ 税務書類の作成

税務書類の作成とは、税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類で財務省令で定めるものを作成することをいいます。

(基本通達2-5)

「作成する」とは、自己の判断に基づいて作成することをいい、単なる代書は含まれません。

※「自己の判断に基づいて」とは、例えば税額控除の適用や交際費等の該当性などについて判断することをいいます。



ハ 税務相談

税務官公署に対する申告等、税務官公署に対してする主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることをいいます。

(基本通達 2 - 6)

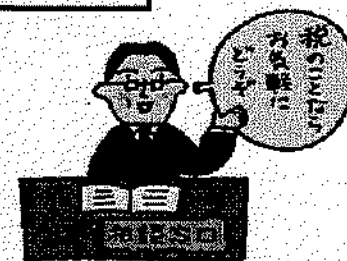
「相談に応ずる」とは、具体的な質問に対して答弁し、指示し又は意見を表明することを行い、一般的な租税法の解説、講習会等の仮定の事例に基づく税額の計算練習は含まれません。

○ 個別・具体的な相談 ⇒ 該当

(例) 当社の車両 (100万円) の減価償却費はいくらですか？

○ 一般的な相談 ⇒ 非該当

(例) 車両の法定耐用年数は何年ですか？

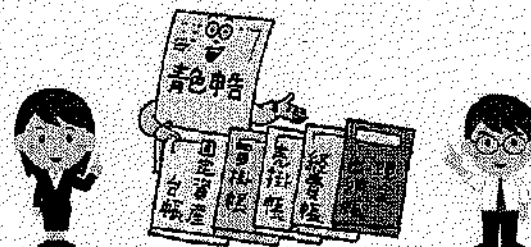


2 付随業務

税理士等は、税理士業務のほか、税理士の名称を用いて、
他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、

- ① 「財務書類の作成」
- ② 「会計帳簿の記帳代行」
- ③ 「その他財務に関する事務」

を業として行うことができます。



⇒ その他財務に関する事務としては、税理士業務に付随して行われる
一部の社会保険労務士業務があります。

⇒ 会計業務であっても**財務諸表の監査、証明**など他の法律で制限され
ている事項は行うことができません。

Ⅱ 税理士の権利・義務

Ⅰ 税理士の権利

○ 調査の通知（法第34条）

（調査の通知）

納税者に対し事前通知をした上で調査に着手する場合で、法第30条に規定する書面（税務代理権限証書）を提出している税理士があるときは、納税者に対する通知と併せて、その税理士に対しても調査の通知をしなければならない。

※法第30条の規定による書面＝税務代理権限証書（令和6年4月以降様式変更）

事前通知に関する規定（国税通則法）

納税義務者について税務代理人が複数ある場合で、税務代理権限証書に代表する税務代理人の定めがあるときには、これらの税務代理人への事前通知は、当該代表する税務代理人に対して行えば足りる。



○ 書面添付制度

- イ 計算事項、審査事項等を記載した書面の添付（法第33条の2）
（令和6年4月以降様式追加・変更）

申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項や、申告書に関し審査した事項及びその申告書が法令に従って作成されている旨を記載した書面を添付することができます。



- ロ 意見の聴取（法第35条）

書面添付があり、事前通知による調査を予定している場合で、
税務代理権限証書を提出している税理士があるときは、

事前通知をする前に、税務代理権限証書を提出している税理士に対し、意見を述べる機会を与えなければなりません。

2 税理士の義務（例示）

- ・ 税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等（法2条の3）《努力義務》
- ・ 税務代理の権限の明示（法第30条）
- ・ 税理士証票の提示（法第32条）
- ・ 署名の義務（法第33条）
- ・ 脱税相談等の禁止（法第36条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（法第37条）
- ・ 非税理士に対する名義貸しの禁止（法第37条の2）
- ・ 秘密を守る義務（法第38条）
- ・ 会則を守る義務（法第39条）
- ・ 研修（法第39条の2）《努力義務》
- ・ 事務所の設置（法第40条）
- ・ 帳簿作成の義務（法第41条）
- ・ 使用人等に対する監督義務（法第41条の2）
- ・ 助言義務（法第41条の3）
- ・ 業務の制限（法第42条）《国税又は地方税職員出身者のみ》



《解説》

税理士法第2条の3「税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等」規定の背景等

社会的な背景

・経済社会のICT化の進展

業務環境や納税
環境の電子化

顧問先の
ICT化支援

・デジタル社会形成基本法

事業者の積極的な
デジタル社会形成推進

国・地方公共団体の
施策への協力

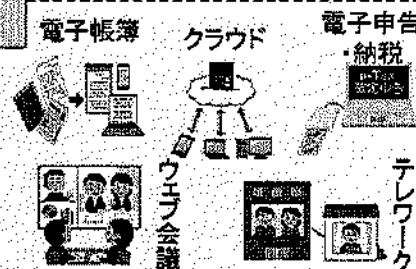
税理士会の対応

社会的な背景に対応しつつ、税務の専門家としての使命を果たすため、業務のICT化の推進により納税者利便の向上を図り、業務の改善進歩に努める。

⇒ 税理士が目指すべき方向性を明確にするため、税理士会自ら、業務のICT化を「努力義務」として法令に規定することを要望し実現！

【参考】税理士業務のICT化推進を通じた納税義務者の利便性向上

- ・行政対応のデジタル化の推進
 - ⇒ 電子申告・納税の推進などのペーパーレス化による迅速化・効率化
- ・納税者(依頼者)対応のデジタル化の推進
 - ⇒ 資料授受の非書面化、税務相談等の非対面化による業務の迅速化・効率化
- ・業務環境のデジタル化の推進
 - ⇒ ウェブ・クラウド等を活用したテレワークなどの働き方の多様化への対応



※ 法2条の3は努力義務であるため、例えば、e-Taxを利用していない＝規定に従っていないとして税理士に対して行政指導等を行うことはありません！

Ⅲ 税理士業務の適正な運営の確保

○ 国税庁の取組

1 税理士会等との連絡協調

- ・ 連絡協議会等を定例的に開催
- ・ 税理士会等が開催する研修会等の講師派遣 など

2 税理士等に対する指導監督

- ・ 税理士等による違反行為の未然防止
- ・ 税理士等情報せんの的確な収集・管理及び効果的な活用
- ・ 実態確認の計画的かつ的確な実施
- ・ 税理士法上の調査の的確な実施
- ・ 適正かつ迅速な懲戒処分の実施

3 退職予定職員への法第42条（業務制限）の周知徹底

4 非税理士に対する調査の実施

IV 税理士法違反者に対する調査

I 税理士法上の調査

税理士等に関する情報等から税理士法違反行為があると認められる場合に、税理士事務担当者が、懲戒処分を視野に入れ税理士法上の調査を実施します。

【税理士事務担当者】

国税局 税理士専門官 及び 総務課税理士係
税務署 総務課課長補佐

(非設置署においては 総務係長)



把握 
税理士法違反行為に関する情報を把握したら、「税理士等情報せん」を作成してください。

調査 
税理士事務担当者は、皆さんが作成した「税理士等情報せん」を端緒に、税理士等を調査します。

懲戒処分等 
調査の結果、税理士法違反行為が認められた場合には懲戒処分又は署長名による行政指導を行います。

2 税理士等に対する懲戒処分

【懲戒処分の種類】

- (1) 戒告
- (2) 2年以内の税理士業務の停止
- (3) 税理士業務の禁止



3 税理士等に関する情報等

- ・課税調査、滞納整理
- ・窓口事務
- ・電話、投書又は風聞等

※ 違反行為を把握した場合は、「税理士等情報せん」を作成し、
税理士事務担当者に回付しましょう。

【参考】税理士等情報せんの作成要領等

『関係各部課及び税務署から税理士監理官への情報提供要領』の制定について(事務運営指針)

V 税理士法違反行為と収集すべき情報

I 税理士等の非行

【主な税理士法違反行為とは】

- (1) 脱税相談・不真正税務書類の作成
- (2) 信用失墜行為
 - ・ 自己脱税
 - ・ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ
 - ・ 調査妨害
- (3) 名義貸し
- (4) 使用人等に対する監督義務違反

【収集すべき情報とは】



(I) 脱税相談・不真正税務書類の作成

【脱税相談等の禁止】

不正に国税、地方税について賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に還付を受けることにつき、

①指示、②相談、③その他これらに類似する行為
をしてはならない。

脱税相談等の禁止
【法 36 条違反】

税理士先生！
税金、何とか安く
できないかね！

おっ、
いいね！

納税者

社長！それでは、架空の外注費を計上
してはどうでしょう？
書類の作成は私が行いますので！

税理士

【不真正税務書類の作成】

税理士が、故意に又は相当の注意を怠り真正の事実と反して税務書類を作成すること。

①「故意」とは、事実と反し又は反するおそれがあると認識して行うことをいう。

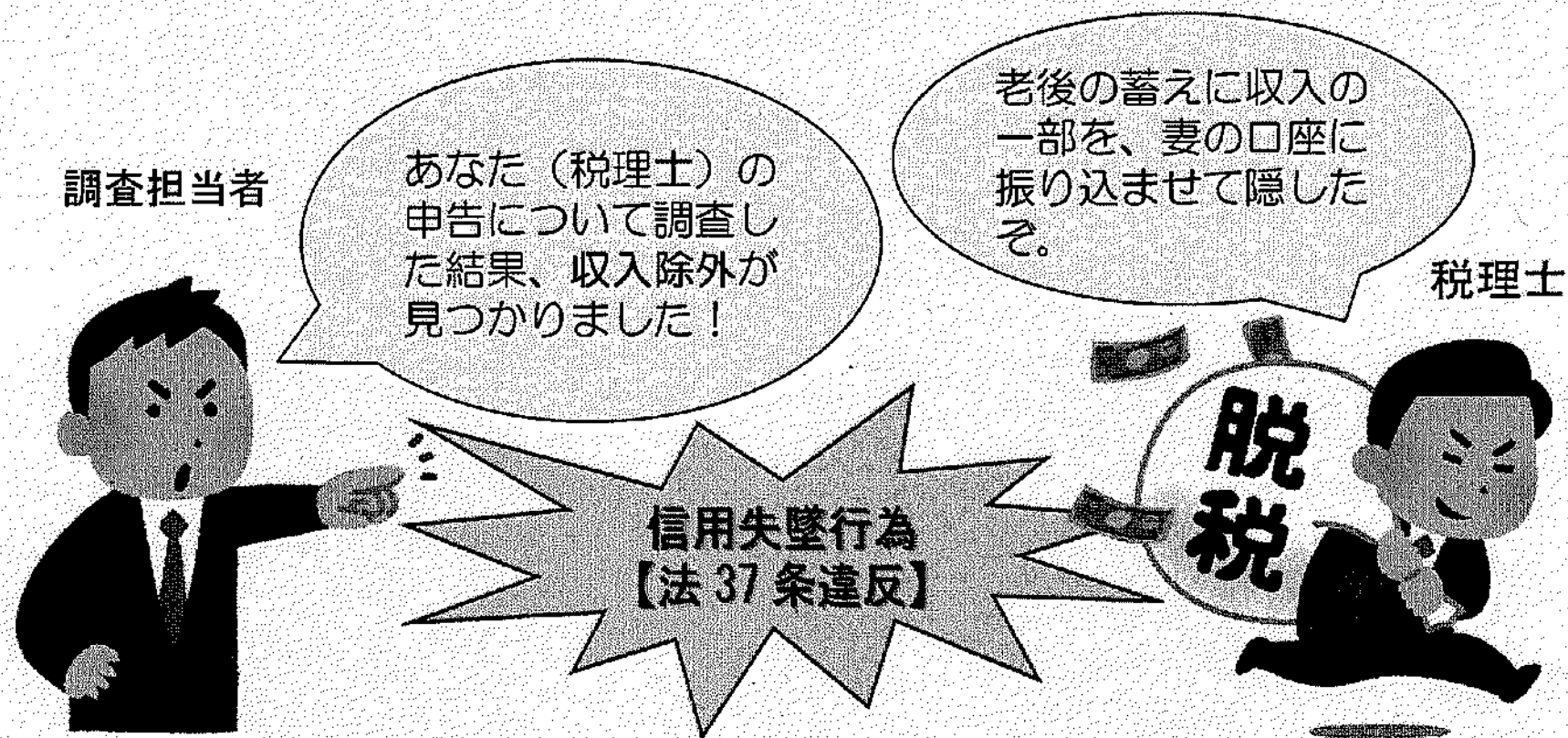
②「相当の注意を怠り」とは、職業専門家としての知識経験に基づき通常その結果の発生を予見し得るにもかかわらず、予見し得なかったものをいう。

不真正税務書類の作成
【法 45 条該当】

(2) 信用失墜行為

【自己脱税】とは

自己又は自己が代表者等である法人の申告について、重加算税の対象とされる不正所得金額等があることをいう。



【多額かつ反職業倫理的な申告漏れ】とは

自己又は自己が代表者等である法人の申告について、申告漏れ
所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理
に著しく反するようなものをいう。

信用失墜行為
【法 37 条違反】

先生！
あなたの税理士
法人ですが、
5年間も無申告
ですよ！

つ、つい、関与先
を優先して、私の
税理士法人の申告
を後回しにしてし
ました・・・

税理士

調査担当者



【調査妨害】とは

税務代理をする場合において、正当な理由なく税務職員の調査を妨げる行為をすることをいう。

妨害行為の「回数」と「程度」に応じて、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止となる。



★HOW TO こんな時どうする?!

類型(注1)	税理士による妨害行為のケース	【参考】対応例(注2)
暴行・脅迫	・殴られた、物を投げつけられた ・「ぶん殴るぞ」などと脅された	・公務執行妨害である旨を宣言して調査を打ち切り、身の安全を確保した上で、警察に通報 ・脅迫に至らなくても、恐怖を感じる言動があった場合は、当該言動を明確に指摘・抗議 ※ 公務執行妨害を念頭に対応(注3)
不答弁	・質問に対して不答弁	・受忍義務(注4)を確実に説明した上で、改めて調査等への理解と協力を要請
虚偽答弁	・取引先と通謀して虚偽答弁	・答弁内容を質問応答記録書に記録した上で必要な補完調査を実施
検査の拒否	・無予告調査・反面調査の拒否	・受忍義務(注4)を確実に説明した上で、改めて調査等への理解と協力を要請
検査の妨害	・帳簿書類の破棄 ・恫喝、暴言、揚げ足取り ・納税者等に質問・回答させない (関係者への面接拒否を含む)	・「帳簿書類を破棄しましたね」と指摘 ・「今●●と言いましたね。それは暴言(恫喝)ではないですか」などと指摘 ・(発言例)「私は調査に必要があるため、直接●●とお会いして質問する必要があります。それをさせないということは、調査妨害に該当する可能性があると考えます。」
検査の忌避	・正当な理由のない調査日程の引き延ばし ・調査時間・場所の極端な限定	・引き延ばしの事実を指摘した上で「調査妨害に当たる可能性がある」旨を指摘(特に納税者固有の理由によらない場合は納税者に直接確認させてもらう旨を伝えることも検討) ・限定された調査時間・場所では、必要な調査が行えない旨を伝える。

★調査妨害の立証に向けて

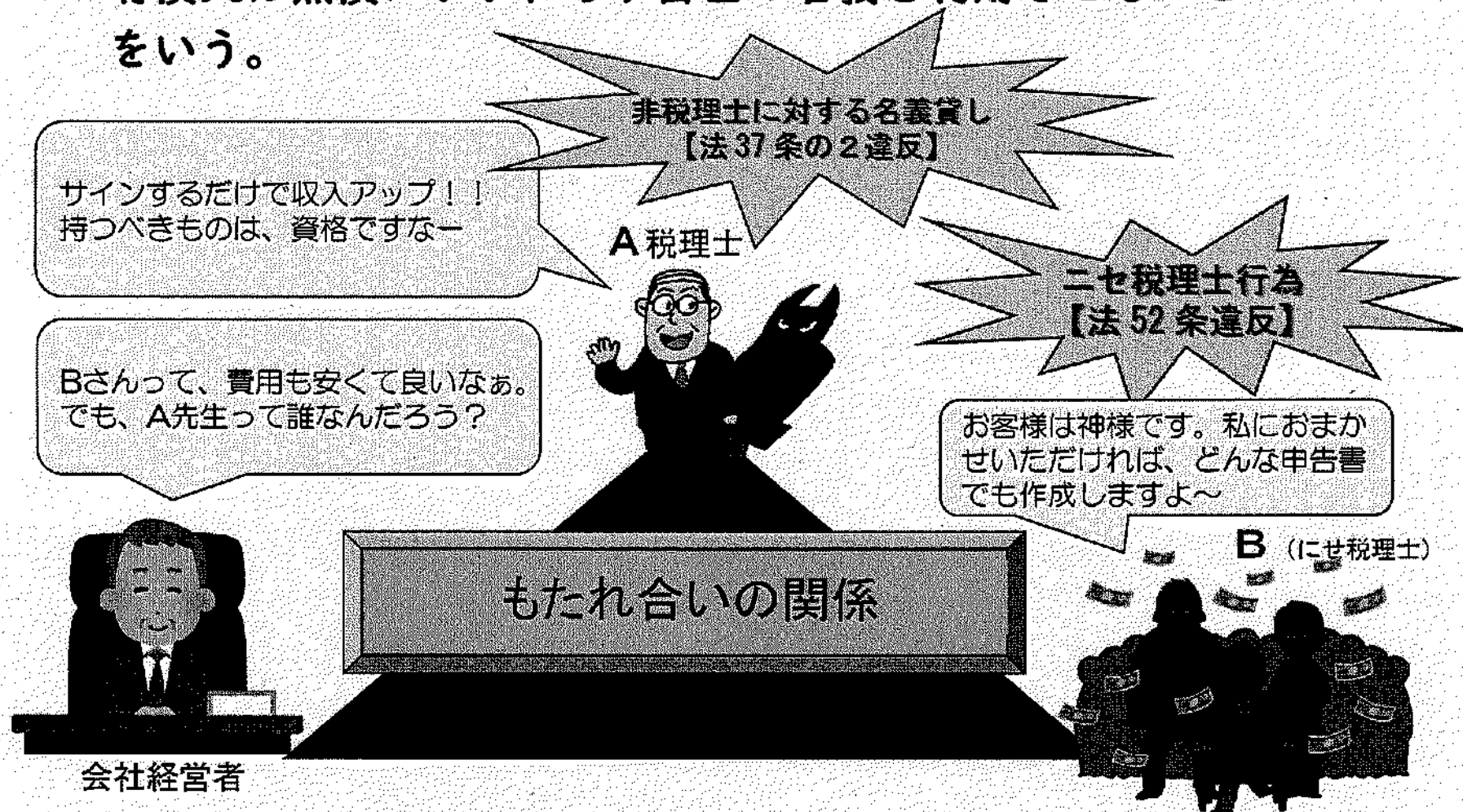
調査妨害の類型(注1)			調査経過記録書等への記録事項 (注5)	【参考】税理士調査における対応
①	暴行・脅迫	暴行脅迫により被害を受けた場合	暴行・脅迫の内容・経過 (注3)	
②	不 答 弁	質問に対して答弁を拒否した場合	答弁を拒否した理由・回数等	
③	虚 偽 答 弁	質問に対して虚偽の答弁をした場合	虚偽答弁となる答弁の内容・変遷状況	
④	検査の拒否	検査を拒否した場合	調査を拒否した理由や回数等	
⑤	検査の妨害	暴言や書類提出拒否により検査妨害した場合	暴言や書類提出を拒否した内容や回数等	
⑥	検査の忌避	上記以外の方法で調査を拒み又は妨げた場合	検査を拒み又は妨げた理由や回数等	

- (注) 1 令和5年7月4日付東局総一総2-15ほか9課合同「検査忌避等事案調査票」の提出等について(指示)を参照。
 2 全ての類型において、税理士の言動を正当化されないよう、その場で必ず指摘・抗議する。
 3 「緊急対応マニュアル」「公務執行妨害への対応マニュアル」を参照
 4 質問検査の相手方はこれを受忍すべき義務を一般的に負うと解されている(最高裁昭和48年7月10日決定)。
 5 調査妨害があった場合は、できる限り担当者の主観を排除した客観的事実を詳細(「具体的な発言・行為」、「当該行為の回数」、「程度」)に記録(例えば「応答形式」にするなど)することで、立証のための有利な証拠となる。
 ※特に調査妨害行為部分は「調査報告書」として作成することが望ましい。

(3) 名義貸し

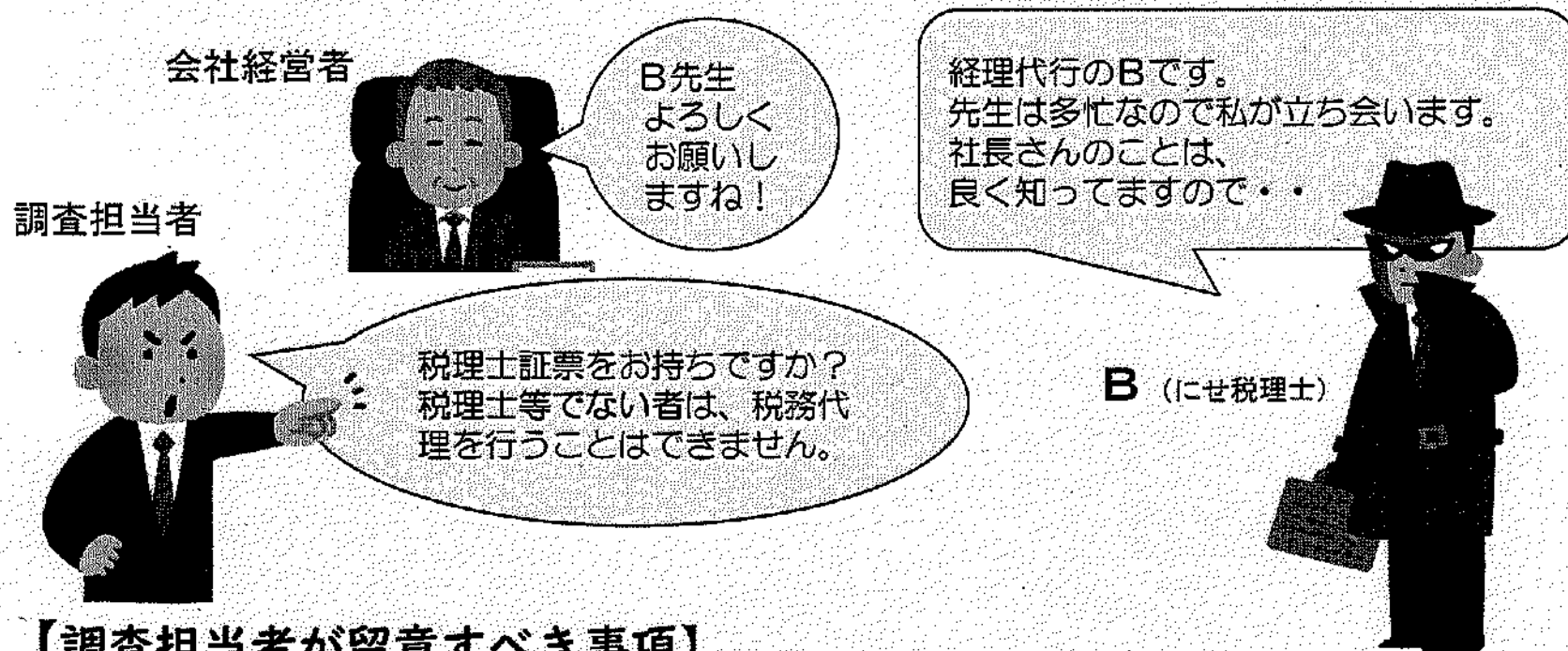
【名義貸し】とは

税理士等が、税理士等でない者（にせ税理士）に対し、有償又は無償にかかわらず自己の名義を利用させることをいう。



【調査時に名義貸し（にせ税理士）を把握した事例】

税理士本人ではなく、事務所事務員若しくは経営コンサルタントを名乗る者の調査立会い（税務代理）の申し出があった。



【調査担当者が留意すべき事項】



【郵便作業で名義貸し（にせ税理士）を把握した事例】

郵送された申告書の差出人、あるいは申告書控えの返送先が申告書に署名した税理士宛てではなかった。



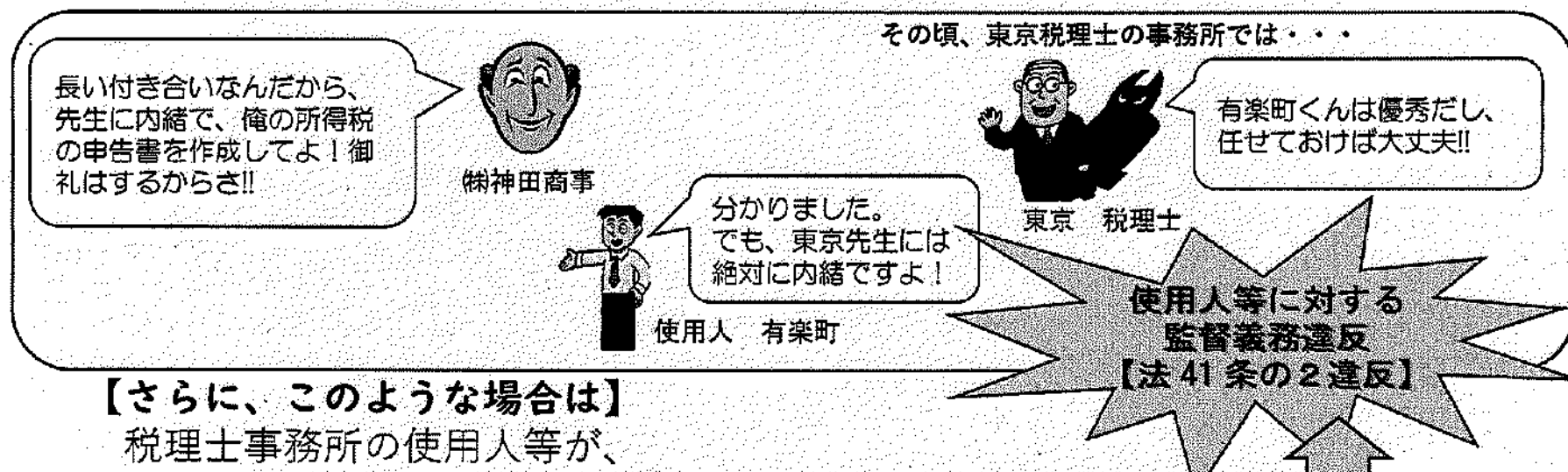
【担当者が留意すべき事項】

返送先が本人や税理士ではない場合は、納税者本人に返送先との関係を確認するなどの方法で返送先の身分確認を行った記録等を保全する。

(4) 使用人等に対する監督義務違反

【使用人等に対する監督義務違反】とは

使用人等が、不正行為等を行った場合に、その一因が、税理士の使用人等に対する監督が適切でなかったことにありと認められる場合です。



【さらに、このような場合は】

税理士事務所の使用人等が、

- ・ 関与先から預かった納税資金を着服
- ・ 関与先の不正計算に加担又は不正計算を認識

⇒使用者税理士が使用人等の不正計算への関与を「認識」していた場合、又は認識できなかったことについて「相当の責任」があると認められる場合は、使用者税理士本人が法45条該当として懲戒処分されることとなります。

【参考】

2 にせ税理士行為

【にせ税理士行為】とは

税理士等でない者が、税理士業務（税務代理、税務書類の作成及び税務相談）を行うことをいう。

※ 当該行為は、有償無償を問わず、禁止されています。

【例えば】

社会保険労務士、ファイナンシャルプランナーなど、税理士等でない者が、業務の一環であっても税理士業務を行えば、税理士法違反となります。

法第52条（税理士業務の制限）

税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。

◆【こんな人が窓口に来たら】◆

- ① 提出窓口には納税者名の異なる複数の申告書等が提出されたが、提出者は税理士等、又はその事務所事務員ではない。
- ② 申告書等の用紙を大量に請求されたが、請求者が税理士等又はその事務所職員ではない。

にせ税理士行為が
疑われます！

【税理士法違反が疑われる場合は情報収集と情報せんの作成】

⇒収集した情報で「税理士等情報せん」を作成しましょう！

【参考】

法第53条(名称の使用制限)

税理士又は税理士法人でない者は、税理士、税理士事務所及び税理士法人又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

⇒税理士等と勘違いさせるような名称は使用できません！

☆税理士等情報せんの流れ

税理士業務の適正な運営の確保のためには「情報」が重要となりますので、税理士法違反が疑われる状況を把握した場合は、「税理士等情報せん」の作成をお願いします。

情報提供担当者
(課税・徴収部門等)
署担当者 局担当者

把握した情報を担当統括官等に報告の上、
「税理士等情報せん」を作成

※作成に当たっては、税理士事務担当者に相談

その都度作成

署 税理士事務担当者
課長補佐(総務係長)

署長(局内：課長・統括官等)まで決裁を
了した「税理士等情報せん」を文書管理シ
ステムにて、局総務課(税理士係)に提出

速やかに提出

局 税理士事務担当者
税理士専門官・税理士係

税理士法の見地から対応を検討
(調査の実施等)

税理士監理官

★御存知でしょうか？★

★税理士法上の調査によって、どれだけの税理士が懲戒処分を受けているか御存知でしょうか。

次の表が全国の懲戒処分件数です。詳しい情報は国税庁HPに掲載しているので、要チェック！

会計年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
処分等件数	22	21	13	38	64

～Point～

令和6年度の懲戒処分件数「64」は過去20年で最多です。

なお、件数は公表していませんが、「ニセ税理士」に対しても厳正に対応しており、捜査機関に対して告発を行っています！

★御存知でしょうか？★

★税理士法上の調査に有用な「税理士等情報せん」を作成すると、功績者表彰（長官・局長）の選考対象になります。

～Point～

令和7年は「税理士等情報せん」の作成者5名が局長表彰を受彰しています。

お疲れ様でした。
テストに進んでください。



確認テスト

問題 1

税理士となる資格を有していれば、いつでも、税理士業務を行うことができる。

問題 2

税理士業務とは①税務代理②税務書類の作成③税務相談を業として行うことをいうが、②税務書類の作成の「作成する」とは、自己の判断に基づいて作成しない、単なる代書も含まれる。

問題 3

税理士でない経営コンサルタントが作成した申告書に税理士が署名を行って提出した場合でも、内容を確認していれば問題はない。

問題 4

税理士は、税務代理を行う場合において、税務官公署職員と面接するときは、税理士証票を提示しなければならない。

問題 5

実地調査当日に、経営コンサルタントを名乗る者の調査立会い（税務代理）の申し出があったが、税理士証票の提示を求めたところ、税理士ではないと判明したため立会いを拒否した。

問題 6

事前通知による調査を予定している納税者の申告書に税理士法第 33 条の 2 に規定されている書面が添付されていたが、税務代理権限証書を提出している税理士に対し、事前通知前に意見を述べる機会を与えなかった。

問題 7

税理士事務所の事務員が行った不正加担については、税理士がその責任を問われることはない。

問題 8

課税調査事案の着手に当たり、関与税理士は、電話への応答がないこと、返信依頼にも応じないこと、さらには一方的に電話を切ることなどにより、長時間着手できていない状況であった。また、

調査着手後においても、同様の対応が行われており、著しく調査期間が長期化している。これらの日々の具体的なやり取りについて、[REDACTED]を調査経過記録書に保存している。

問題 9

課税調査事案の過程において、関与税理士は、調査担当者に対して「お前はバカだ」、「調査能力がない」などといった暴言を吐いたため、調査担当者は「あなたは今私にバカなどと暴言をとれる発言をしましたね。これは調査妨害に当たります。」と指摘した。また、代表者への質問に対して「社長は答える必要はない。」などと答弁させない行為を行ったため、「調査において私が必要であると判断した質問に対して答弁を阻むことは調査妨害に当たると考えます。」と指摘した。これらの事象については、いずれも「調査報告書」に詳細なやり取りを記録した。

問題 10

税務職員が離職後、税理士となった場合には、一定の期間、税理士業務に制限が加えられる。

確認テスト

問題 1

税理士となる資格を有していれば、いつでも、税理士業務を行うことができる。

正解

解答 ×

解説

税理士業務を行うには、日本税理士会連合会に備えられている「税理士名簿」に、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地その他の事項の登録を受けなければならない。

【参考法令等】

税理士法第 18 条（登録）、第 19 条（税理士名簿）

問題 2

税理士業務とは①税務代理②税務書類の作成③税務相談を業として行うことをいうが、②税務書類の作成の「作成する」とは、自己の判断に基づいて作成しない、単なる代書も含まれる。

正解

解答 ×

解説

税務書類の作成の「作成する」とは、自己の判断に基づいて作成することをいい、単なる代書は含まれないこととされている。

【参考法令等】

税理士法第 2 条（税理士の業務）、税理士法基本通達 2－5（税務書類の作成）

問題 3

税理士でない経営コンサルタントが作成した申告書に税理士が署名を行って提出した場合でも、内容を確認していれば問題はない。

正解

解答 ×

解説

税理士等でない者が確定申告書の作成などといった税理士業務を行うことは、いわゆる「にせ税理士行為」として税理士法第 52 条違反に該当するほか、署名した税理士は、「名義貸し」として税理士法第 37 条の 2 違反及び「その他反職業倫理行為違反」として税理士法第 37 条違反に該当する。

一方で、税理士が申告書を作成したものの、署名を行わなかった場合は、税理士法第 33 条「署名義務」違反に該当する。

【参考法令等】

税理士法第 2 条（税理士の業務）、第 33 条（署名の義務）、第 37 条（信用失墜行為の禁止）、第 37 条の 2（非税理士に対する名義貸しの禁止）、第 52 条（税理士業務の制限）

問題 4

税理士は、税務代理を行う場合において、税務官公署職員と面接するときは、税理士証票を提示しなければならない。

正解

解答 ○

解説

税理士は、権限のある税務職員と面接し、代理事務について法律行為（意思表示）をするとき、その職員の求めがなくても、税理士の身分を示す税理士証票を提示しなければならない。

したがって、税務代理をする場合において、税理士証票の提示をしないで税務官公署の職員と面接するのは、税理士法第 32 条違反に該当する。

【参考法令等】

税理士法第 32 条（税理士証票の提示）

問題 5

実地調査当日に、経営コンサルタントを名乗る者の調査立会い（税務代理）の申し出があったが、税理士証票の提示を求めたところ、税理士でないと判明したため立会いを拒否した。

正解

解答 ○

解説

税理士業務は税理士の独占業務であるため、税理士又は税理士法人でない者は、税理士業務を行ってはならない。

但し、税理士法第 50 条から第 51 条の 2 に定める場合を除く。

【参考法令等】

税理士法第 50 条（臨時の税務書類の作成等）、第 51 条（税理士業務を行う弁護士等）、第 51 条の 2（行政書士等が行う税務書類の作成）、第 52 条（税理士業務の制限）

問題 6

事前通知による調査を予定している納税者の申告書に税理士法第 33 条の 2 に規定されている書面が添付されていたが、税務代理権限証書を提出している税理士に対し、事前通知前に意見を述べる機会を与えなかった。

正解

解答 ×

解説

税理士法第 33 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく書面が添付されている申告書を提出した者について、その申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合に、税理士法第 30 条の規定による税務代理権限証書を提出している税理士があるときは、その通知をする前に、その税理士に対し、その添付した書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない。

【参考法令等】

税理士法第 30 条（税務代理の権限の明示）、第 33 条の 2（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）、第 34 条（調査の通知）、第 35 条（意見の聴取）

問題 7

税理士事務所の使用人が行った不正加担については、税理士がその責任を問われることはない。

正解

解答 ×

解説

税理士の使用人等が、不正行為を行った場合に、使用者である税理士がその不正行為を「認識」していた場合は、税理士がその不正行為を行ったものとして、税理士法第 45 条第 1 項に該当し懲戒処分される。また、その不正行為を認識できなかった場合でも、認識できなかったことについて「相当の責任」があると認められる場合は、税理士が過失によりその不正行為を行ったものとして、税理士法第 45 条第 2 項に該当し懲戒処分される。

なお、上記以外の場合でも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者である税理士の使用人等に対する監督が適切でなかったと認められる場合には、税理士法第 41 条の 2 に該当し、監督責任を問われることになる。

【参考法令等】

税理士法第 45 条（脱税相談等をした場合の懲戒）、第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）、税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方（平成 20 年 3 月 31 日財務省告示第 104 号）

問題 8

課税調査事案の着手に当たり、関与税理士は、電話への応答がないこと、返信依頼にも応じないこと、さらには一方的に電話を切ることなどにより、長期間着手できていない状況であった。また、調査着手後においても、同様の対応が行われており、著しく調査期間が長期化している。これらの日々の具体的なやり取りについて、[]を調査経過記録書に保存している。

正解

解答 ○

解説

正当な理由もなくいたずらに調査を引き延ばす行為は、調査妨害として税理士法第 37 条（信用失墜行為の禁止）違反となる可能性がある。調査妨害に係る税理士法違反行為の認定に当たっては、行為の「回数」と「程度」の証拠化が重要となるため、税理士とのやり取りを極力詳細に調査経過記録書へ記録した上で、税理士等情報せんを作成する。また、税理士に対しては、当局からの連絡に応じない理由を求め、正当な理由が認められない場合は「調査妨害に当たる可能性があります。」と指摘して、調査協力を求めていく必要がある。

【参考法令等】

税理士法第 37 条（信用失墜行為の禁止）、『関係各部課及び税務署から税理士監理官への情報提供要領』の制定について（事務運営指針）

問題 9

課税調査事案の過程において、関与税理士は、調査担当者に対して「お前はバカだ」、「調査能力がない」などといった暴言を吐いたため、調査担当者は「あなたは今私にバカなどと暴言をとれる発言をしましたね。これは調査妨害に当たります。」と指摘した。また、代表者への質問に対して「社長は答える必要はない。」などと答弁させない行為を行ったため、「調査において私が必要であると判断した質問に対して答弁を阻むことは調査妨害に当たると考えます。」と指摘した。これらの事象については、いずれも「調査報告書」に詳細なやり取りを記録した。

正解

解答 ○

解説

税理士による暴言や不答弁といった行為は、調査妨害として税理士法第 37 条（信用失墜行為の禁止）違反となる可能性がある。調査妨害に係る税理士法違反行為の認定に当たっては、行為の「回数」と「程度」の証拠化が重要となるが、[]違反行為に係る具体的な内容（応答形式が望ましい）を「調査報告書」に記録し、税理士等情報せんを作成する。

【参考法令等】

税理士法第 37 条（信用失墜行為の禁止）、『関係各部課及び税務署から税理士監理官への情報提供要領』の制定について（事務運営指針）

問題 10

税務職員が離職後、税理士となった場合には、一定の期間、税理士業務に制限が加えられる。

正解

解答 ○

解説

税務職員を退職して税理士となった者は、離職後 1 年間は、その離職前 1 年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行うことはできない。なお、「事件」とは、特定の調査、徴収、審理事務等を実施する、又は実施するか否かといった選定に係る判断、指示、決定等を行う対象となりうる納税者に係る案件をいう。

【参考法令等】

税理士法第 42 条（業務の制限）